## 【補助金交付のながれ】

補助金は下記ながれに従い支出されます。

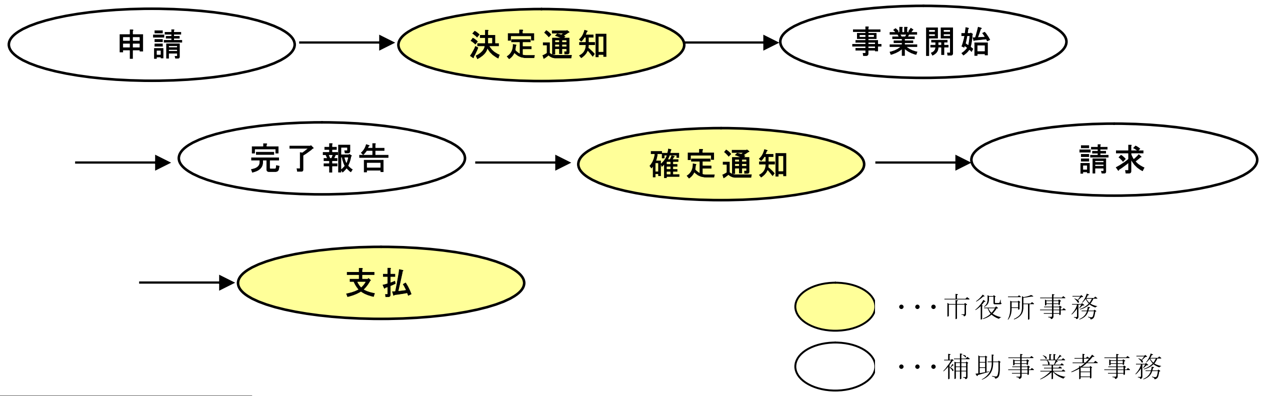


### 申請

- 補助金交付申請書（様式第１号）
- 実施計画書（様式第２号）
- 収支予算書（様式第３号）
- 位置図、見積書の写し等

の書類を添えて市役所危機管理課窓口へ提出する。

**審査**

### 決定通知

補助金交付決定通知書（様式第４号）を通知します。

※この通知ではじめて事業が着手できることとなりますのでご注意下さい。また、助成する金額も決定します。

**事業開始（工事着工）**

### 完了報告

工事が完成したら、速やかに次の書類を市役所へ提出してください。

- 完了実績報告書（様式第６号）
- 事業実績書
- 収支決算書（様式第７号）
- 契約書又は領収書の写し、工事の整備前と整備後の写真など支払った証憑となるもの。

**審査**

### 確定通知

補助金等確定通知書（様式第８号）で最終的な補助額を確定通知します。
補助金請求書（様式第９号）に振込口座等の必要事項を記入押印し、市役所へ提出してください。

**請求（振込口座がわかるものを一緒に）**

### 支払

指定口座へ振り込み

お問い合わせは市役所危機管理課まで
TEL　７３－８０４０（直通）